

令和6年度特定調達品目の変更点一覧

区分		
品目名	追加・削除	見直しの主な内容
前文		
		定量的環境情報が開示された製品等の優先的な選択について記載
1. 紙類		
塗工されていない印刷用紙		<ul style="list-style-type: none"> 総合評価値を80以上に変更し、評価値、指標値、加算値を見直し（古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃、「管理木材パルプ」を新たに区分し重みづけを0.75に設定等。白色度は、古紙パルプとバージンパルプの配合率に応じた基準値に基づき最大15点を加算する変更。 配慮事項に総合評価値がより高いものであることを追加。
塗工されている印刷用紙		<ul style="list-style-type: none"> 総合評価値を80以上に変更し、評価値、指標値、加算値を見直し（古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃、「管理木材パルプ」を新たに区分し重みづけを0.75に設定等。） 配慮事項に総合評価値がより高いものであることを追加。
2. 文具類		
(文具類全体)		大部分の材料が金属類の製品に係る経過措置の終了
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）		ラミネート層の扱いについて修正
ノート		塗工されている印刷用紙の判断の基準の見直しに伴う修正
3. オフィス家具等		
4. 画像機器等		
コピー機		判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了
複合機		判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了
拡張性のあるデジタルコピー機		判断の基準の基準値1の「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了
プロジェクタ		<ul style="list-style-type: none"> エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加 対象範囲の拡大（5,000ルーメン以上の製品を追加） 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加等
5. 電子計算機等		

区分		
品目名	追加・削除	見直しの主な内容
6. オフィス機器等		
シュレッダー		<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加 ・特定の化学物質の使用の制限を配慮事項から判断の基準に格上げ ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
電子式卓上計算機		バイオマスプラスチックに係る判断の基準を追加
7. 移動電話等		
8. 家電製品		
電機便座		エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更するとともに、1年間の経過措置を設定
9. エアコンディショナー等		
10. 温水器等		
ヒートポンプ式電気給湯器		<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
ガス温水機器		<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 ・ハイブリッド給湯器を対象に追加 ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
石油温水機器		<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
ガス調理機器		配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
11. 照明		
LEDを光源とした内照式表示灯		配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
12. 自動車等		
乗用車		<ul style="list-style-type: none"> ・燃費基準値の変更（ハイブリッド自動車は2030年度基準70%達成レベルへ引き上げ） ・カーエアコン冷媒に係る配慮事項（GWP150以下）を判断の基準に格上げるとともに、2026年度（令和8年度）末までの経過措置を設定
小型貨物車		燃費基準値の変更（2022年度基準90%達成レベルへ引き上げ）

区分		
品目名	追加・削除	見直しの主な内容
13. 消火器		
14. 制服・作業服等		
15. インテリア・寝装寝具		
16. 作業手袋		
17. その他繊維製品		
18. 設備		
19. 災害備蓄用品		
20. 公共工事		
断熱サッシ・ドア		「エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令」の名称改正に伴い、配慮事項を見直し
自動水栓		工業会からいただいた意見を踏まえ、節水効果の向上を図るため、判断の基準等を見直し
21. 役務		
印刷		印刷用紙の判断の基準等の見直しに伴う修正
食堂		食器は可能な限り修繕、再生利用が行われることを配慮事項に追加
印刷機能等提供業務		コピー機等の定量的環境情報開示に係る経過措置の終了に伴う変更
22. ごみ袋等		